

18 外部監査公表第6号

地方自治法第252条の38第6項の規定により、平成18年5月31日に福岡市長から包括外部監査人による監査の結果に添えて提出された意見に対する措置について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成18年9月7日

福岡市監査委員	高	田	保	男
同	竹	本	忠	弘
同	福	田		健

1 措置の件数

(1) 16 外部監査公表第1号(平成16年4月22日付 福岡市公報第5160号(別冊2)公表)分

福岡市の外郭団体である財団法人福岡市森と緑のまちづくり協会の出納その他の事務の執行について

1件

2 講じた措置の内容

以下のとおり

テーマ4 福岡市の外郭団体である財団法人福岡市森と緑のまちづくり協会の出納その他の事務について

指定管理者制度導入に関する意見

監査の結果	措置の状況
<p>1. 財団法人緑と森のまちづくり協会への導入検討</p> <p>協会は、行政代行型の外郭団体としてこれまでその役割を果たしてきたが、その業務の執行は、市のルールと同様な事務手続を要し、非効率な面もある。民間との競争となれば改善すべき点もあると考えられる。今後、市の施設の管理業務の受託にあたり、民間会社との競争となることも考えられる。指定管理者制度に向け、協会の担う役割について検討する必要がある。</p>	<p>指定管理者制度の導入に先立ち、(財)福岡市森と緑のまちづくり協会(以下「協会」という。)の業務内容や組織体制等について見直すため、平成16年6月に都市整備局を中心とした関係局による「協会の見直し等に係る庁内連絡会議」を、都市整備局内に「協会見直し等検討委員会」を各々設置し、協会の存在意義の検証、業務内容の分析を行うとともに、協会も交えて業務内容及び組織の見直し等を行った。</p>